

**2024年度 第61回全関東ライフル射撃選手権大会 (G3) 実施要項**  
(案)

1. 主 催 関東ブロックライフル射撃連盟
2. 後 援 公益社団法人日本ライフル射撃協会
3. 主 管 山梨県ライフル射撃協会
4. 期 日 2024年8月16日(金) 公式練習・代表者会議・開会式  
8月17日(土)～18日(日) 競技・閉会式
5. 会 場 埼玉県長瀨射撃場  
埼玉県秩父郡長瀨町大字野上下郷2395-1
6. 競技種目および参加制限 (案)

種 別	種 目	予定人数	ブロック予選の有無 (通過人数)
成年男子	FR3P	30名	○ 5
	FR60PR	30名	○ 4
	AR60	40名	○ 4
	AP60	30名	○ 5
成年女子	R3P	30名	○ 4
	R60PR	30名	
	AR60W	40名	(S)
	AP60W	20名	○ 5
少年男子	AR60J	40名	○ 4
	BR60J	30名	(S)
	BP60J	30名	○ 3
少年女子	AR60WJ	40名	○ 4
	BR60WJ	30名	○ 4
	BP60WJ	30名	○ 2

※1人1日1種目まで (国体関東ブロック大会を含める)

※各種目とも定員を超えた場合は抽選にて決定する。(申込書に優先順位を記入する)

7. 競技日程 (案)

8月16日(金)	公式練習	ライフル会場 9:00～16:00 BR会場 11:30～16:00
	銃器服装検査	13:00～16:00
	役員会議・代表者会議 開会式	16:30～17:30 17:30～
8月17日(土)	銃器服装検査	8:00～16:00
	FR3P R3P	1射群 9:00～10:30 2射群 11:30～13:00

		3射群 14:00~15:30
	AP60 AP60W	1射群 9:00~10:15 2射群 11:00~12:15
	AR60J	3射群 13:00~14:15 4射群 15:00~16:15
	BR60WJ	1射群 9:00~9:45 2射群 10:25~11:10 3射群 11:50~12:35
	BR60J	1射群 13:15~14:00 2射群 14:40~15:25 3射群 16:05~16:50
8月18日(日)	銃器服装検査	8:00~16:00
	FR60PR R60PR	1射群 9:00~9:50 2射群 10:30~11:20
	AR60 AR60W AR60WJ	1射群 9:00~10:15 2射群 10:50~12:05 3射群 13:00~14:15
	BP60J BP60WJ	1射群 8:30~9:15 2射群 9:55~10:40 3射群 11:20~12:05 4射群 12:45~13:30 5射群 14:10~14:55

7. 競技規則 公益社団法人日本ライフル射撃協会公式競技規則を適用する。  
但し、各種目ともファイナル競技は実施しない。
8. 使用標的 50m種目、10m種目とも公式電子標的  
BR種目、公式10mBR射撃競技規則による標的  
BP種目、公式10mBP射撃競技規則による標的
9. 参加資格 公益社団法人日本ライフル射撃協会2024年度会員で、所属する都県ライフル射撃協会会長の推薦するもの。
10. 表彰 1位 選手権証、メダル 2~3位 賞状、メダル 4~6位 賞状  
但し、参加者が10名に満たない種目については1~3位まで。6人に満たない種目は1位のみ表彰とし、ともに選手権証の授与は行わない。
11. 参加料 50m種目 9,500円  
AR・AP成年種目 5,500円  
AR少年種目 5,000円

BR・BP少年種目 <sup>5,000</sup>~~3,000~~円

※公式練習の射場使用料は各自自己負担となります。

12. 参加申込 各県加盟団体で参加希望者を取りまとめ、参加料を振り込みの上、~~7月~~  
~~19日(金)~~までに下記申込先へメールまたは郵送にて申し込むこと。
14. 宿泊・昼食 宿泊、弁当については各自手配すること。 <sup>群馬は6月30日まで</sup>
15. 銃器・弾薬 銃器・弾薬については各自携行のこと、運搬・携帯・保管については、  
特に留意すること。  
また、銃砲所持許可証(省庁銃に関しては、所持許可証のかわりに所属  
長の発行する携帯証明書)、火薬譲受け許可証、日ラ会員証、射手手帳は、  
必ず携行し提示すること。
16. その他
  - (1) 参加選手のゼッケンは各自用意すること。
  - (2) 左利き射手については、申込書の備考欄に明記して下さい。
  - (3) 暴発等により電子標的等に故障が生じた場合は、射手の弁償対象となる場合もあ  
りますので注意すること。
  - (4) 各加盟団体の責任者は、本要項を参加者に周知徹底させること。
  - (5) 感染症の感染拡大防止に努めること。